

証券コード 7561

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社 **ハークスレイ**

代表取締役
会長兼社長 青木達也

2025年3月期(第47期)定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社2025年3月期(第47期)定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- 当社ウェブサイト https://www.hurxley.co.jp/ir_infomation/kessan/
(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「招集通知」をご選択ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

- 東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハークスレイ」又は「コード」に当社証券コード「7561」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、インターネット又は書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権をご行使される場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の期限までに到着するようご返送お願いいたします。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場所 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル
6階 瑞鳥（ずいちょう）
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますのでお間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第47期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次に掲げる事項につきましてはお送りする書面には記載していません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (2) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、到着

日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしません。

◎会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.hurxley.co.jp/>）に掲載いたしますので、随時ご確認くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご来場の株主様へのお土産配布はございません。

何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又は、インターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年6月24日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な

点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使ウェブサイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が持続している一方で、為替相場、原材料価格やエネルギーコストの高騰などによる物価上昇や、米国の今後の政策の不確実性や金融政策の見直しによる景気への影響が懸念され先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況のもと当社グループは、2024年6月に発表いたしました「2028年3月期を最終年度とする中期経営計画」及び「資本コストや株価値を意識した経営の実現に向けた取組み方針」に基づき各種施策に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績及びセグメント業績は以下のとおりとなりました。

(連結業績)

(単位：百万円)

	2024年3月期 実績	2025年3月期		
		実績	増減額	前年同期比
売上高	46,761	45,175	△1,585	△3.4%
営業利益	2,436	1,931	△504	△20.7%
経常利益	2,588	2,082	△506	△19.6%
親会社株主に 帰属する 当期純利益	1,601	1,204	△396	△24.8%

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

(セグメント別売上高)

(単位：百万円)

	2024年3月期 実績	2025年3月期		
		実績	増減額	前年同期比
中食事業	16,887	17,325	+437	+2.6%
店舗アセット &ソリューション事業	15,764	12,190	△3,574	△22.7%
物流・食品加工事業	16,499	18,091	+1,591	+9.6%
その他の事業	852	796	△56	△6.6%
計	50,004	48,403	△1,601	△3.2%
調整額（消去 及び全社）	△3,243	△3,227	+15	—
計	46,761	45,175	△1,585	△3.4%

(セグメント別営業利益)

(単位：百万円)

	2024年3月期 実績	2025年3月期		
		実績	増減額	前年同期比
中食事業	259	△72	△331	—
店舗アセット &ソリューション事業	1,956	1,734	△221	△11.3%
物流・食品加工事業	673	888	+214	+31.9%
その他の事業	852	796	△56	△6.6%
計	3,741	3,346	△394	△10.5%
調整額（消去 及び全社）	△1,304	△1,414	△110	—
計	2,436	1,931	△504	△20.7%

(注) 2025年3月期より、報告セグメントである「持ち帰り弁当事業」の名称を「中食事業」へ変更しております。セグメント情報に与える影響はありません。

(店舗数推移)

ア. 中食事業 (ほっかほっか亭)

	2025年3月期	2024年3月期
既存店売上前年同期間比 (期中平均)	101.7%	103.8%
店舗数(店) (3月末)	817	839

イ. 店舗アセット&ソリューション事業 (単位:店)

	2025年3月末	2024年3月末
店舗リース取引店舗数	845	829
不動産管理テナント数	170	141
稼働店舗数	1,015	970

ア. 中食事業

<ほっかほっか亭部門>

Z世代を中心に幅広い世代へ、ほっかほっか亭のコア価値である「炊きたて。できたて。お店で手作り。」を訴求し、認知向上、集客、食数アップに努めてまいりました。

具体的には、人気メニューとして地位を確立し毎年ご好評いただいています「回鍋肉シリーズ」、「牛すき焼シリーズ」、「新春天井」、「恵方巻」などまた、「YUM YUM韓国フェア」と題し、「テジプルコギ丼」や「チャーシュー丼」「韓国風煮たまご」など、韓国風の商品を発売し幅広い世代に好評をいただきました。

販促施策としては、自社アプリ「ほっかアプリ」のモバイルオーダー機能の改修などを実施し、順調に会員数を伸ばしております。また、デリバリーサービスについても積極的にエリア拡大と新規導入を推進しデリバリーサービスの売上も堅調に推移いたしました。

広告施策としては、俳優の杉野遥亮さんをイメージキャラクターにしたテレビコマーシャルの放映。アニメヒーローとのコラボによるキャンペーンを実施いたしました。

特に、公式TikTok、X (旧Twitter)、Instagramを活用したSNSマーケティングに注力し、料理研究家で人気YouTuberであるリュウジ氏とのコラボ商品「バズベントウ」シリーズは大きな反響をいただいています。

<仕出し料理部門及びセレモニー部門>

WEBでのMTG予約、アレルギー表記などお客さま目線でECサイト（自社HP）のリニューアルを行い新規顧客、リピーターの確保に努めました。

パーティー、新年会、懇親会などの需要回復、官公庁、貸会議室・イベント会社、ホテル関係との取引件数も増加し堅調に推移しました。

セレモニー部門については、コロナ前の大口案件は少なくなっていますが、お別れ会、偲ぶ会などのパーティー形式の提案などの結果回復傾向にあります。

その結果、中食事業の業績は、売上高173億25百万円（前年同期比2.6%増）と堅調に推移いたしました。お米の高騰が著しくその他原材料価格の高騰も重なり利益が圧迫され営業損失72百万円（前年同期2億59百万円の営業利益）となりました。

イ. 店舗アセット&ソリューション事業

<店舗ビジネス>

店舗リースに関しては積極的投資方針のもと、飲食店を中心顧客層に出店需要の高い優良物件を仕入れるため既存取引先店舗の退店動向把握及びSNS媒体活用による退店情報入手など、これまでの活動の結果店舗リース取引店舗数は前連結会計年度末より16店純増し、845店となりました。

<店舗不動産ビジネス>

所有又は管理受託するビルのリーシングにより稼働店舗数を増やす活動、及び仕入れた不動産について稼働率向上・遵法性工事等バリューアップする活動及び不動産開発によるエリア特性やニーズに合わせた新たな価値の創出を行いました。

その結果、不動産管理テナント数は前連結会計年度末より29店純増し170店となり、所有不動産の稼働建物棟数は20棟、不動産アセットマネジメント対象の稼働建物棟数は7棟となりました。

<人材採用ソリューション>

2024年10月1日にTRN Global Career(株)を設立し、飲食業・宿泊業・食料品製造業・農業・介護業、林業、運送業などを対象に特定技能外国人の採用支援を行っています。

特定技能外国人は、日本国内のサービス業における人材不足問題を解決し得る存在であり、新規出店段階に移行していく中で店舗リース取引先からの

期待は大きく、店舗ビジネスとの融合により統合したサービスを提供できるよう、店長クラスになり得る特定技能2号育成支援の整備に取り組んでいます。

またコンサルティング業界の求人需要が高まる環境下、国内ハイクラス転職の分野でも採用支援実績を積み上げています。

<IT経営ソリューション>

洋菓子業界を中心顧客層に、予約管理による店舗運営業務改善及び売上・顧客データ分析による販売促進・経営改善のニーズに応えるニッチトップのPOSレジシステム「ninapos」及び「ninapos」連動オンラインカートシステム「ニナカート」並びに会員アプリの開発・提供を行っており、またPOSデータをビッグデータとして集積・有効活用する店舗運営コンサルティングサービスにも取り組んでいます。

洋菓子業界以外の取り組みとして、多店舗展開するベーカリーへの導入を契機に、同業界への導入店舗拡大の取り組みを実施しています。

<パーティー・イベント用品レンタル>

大型イベントは減少傾向にあるものの、レストラン、給食事業者、会館、ブライダルなどの業態が順調に売上・納入先ともに増加傾向となりました。

その結果、店舗アセット&ソリューション事業の業績は、売上高121億90百万円（前年同期比22.7%減）、営業利益17億34百万円（同11.3%減）となりました。

ウ. 物流・食品加工事業

<食品加工部門>

2024年12月に子会社化しました(株)ホソヤコーポレーションは、グループシナジーの取り組み第一弾として「ほっかほっか亭川崎日進町店」限定で国産豚肉と野菜のジューシーな味わいの「シューマイ弁当」を新発売いたしました。今後は他店舗への展開他、惣菜分野の販売強化に取り組んでまいります。

また、NB（ナショナルブランド）商品として市場で高まる麻辣湯ブームに着目した「四川風麻辣餃子」を発売し、順調に市場導入が進んでいます。

<物流部門・カミッサリー部門>

物流部門としては、2024年問題への対応を早期より取り組みました結果、適正コストでの物流、労働環境の改善を実現。また既存インフラを活用した全国レベルでの配送業務、近距離圏での個口配送業務等を積極的に取り入れることで売上の拡大に繋がっています。

カミッサリー部門は、製造・販売・物流を三位一体化することで、商品開発のスピードアップ、製造工程の生産効率・稼働率向上を図りました。また、販売エリアの拡大、OEM生産の拡大により安定した収益の確保を実現しております。

<菓子製造部門>

定番商品は好調を維持しており、ドラッグストア・大手スーパーを中心に導入店舗数も順調に伸ばしております。

クレイジーソルトナッツは日経MJのバイヤー調査で総合評価首位を獲得し、開発を進めていた秋冬新商品の発売も決定し、順調に導入が決まっています。

谷貝食品の茨城県産干し芋の売上が堅調に推移するとともに、キャラクター・タイアップ商品の販売による新規販路の開拓を実施してまいりました。

その結果、物流・食品加工事業の業績は、2024年12月に子会社化した(株)ホソヤコーポレーションの業績取り込みもあり、売上高180億91百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益8億88百万円（同31.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、37億84百万円であります。その主な内訳としては、(株)ほっかほっか亭総本部が6億29百万円（主に新規出店に伴う設備）、店舗流通ネット(株)が16億63百万円（主に土地、建物及び工具器具備品などの店舗内装設備）となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として120億3百万円の調達を行いました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 44 期 2022年3月期	第 45 期 2023年3月期	第 46 期 2024年3月期	第 47 期 2025年3月期
売 上 高	31,722	35,613	46,761	45,175
経 常 利 益	1,379	1,579	2,588	2,082
親会社株主に帰属する 当期純利益	978	1,047	1,601	1,204
1株当たり当期純利益(円)	53.17	56.94	86.87	65.17
総 資 産	48,164	58,514	64,398	73,427
純 資 産	21,621	22,562	24,155	24,662
1株当たり純資産額(円)	1,174.79	1,226.10	1,307.32	1,333.17

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱ほっかほっか亭総本部	100百万円	100.0%	弁当・惣菜の製造販売及び製造販売指導並びに食材などの提供
店舗流通ネット㈱	100	100.0	飲食店等の運営事業者向け出退店及び人材等に関するソリューション提供
TRNシティパートナーズ㈱	100	※100.0	店舗不動産事業
㈱アサヒL&C	30	100.0	食材の保管、配送及び加工、製品化
㈱味工房スイセン	10	100.0	仕出し料理の販売、ケータリングサービス
㈱ファースト・メイト	20	100.0	イベント等・パーティー用品レンタル事業
稲葉ピーナツ㈱	30	100.0	落花生・ナッツ・豆菓子の製造販売
㈱谷貝食品	48	100.0	木の実・ドライフルーツ・落花生等の御販売
㈱ホソヤコーポレーション	130	100.0	焼売・餃子・春巻等の中華惣菜の製造販売

(注) 1. ※印は、間接保有を含む比率です。

2. 2024年12月13日に㈱ホソヤコーポレーションの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 企業価値・株主価値向上に向けて

当社グループは、2024年6月に2028年3月期を最終年度とする「事業の成長と収益拡大により持続的に利益成長を実現するための中期経営目標」を策定発表いたしました。

2028年3月期最終年度の業績目標としては、ROE（自己資本当期純利益率）を8.3%、連結売上高720億円、EBITDA56億円、連結当期純利益25億円、1株当たり年間配当金35円を目指してまいります。

また、株主還元につきましては、安定的な配当を継続することを基本方針とし、将来に向けた成長投資に利益を配分するとともに、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、1株当たり当期純利益（EPS）の伸長に合わせ現金配当につきましては、前年を下回らない増配を目指してまいります。

自己株式の取得につきましては、資本水準や株式市場環境及びROE（自己資本当期純利益率）、1株当たり当期純利益（EPS）の伸長等への効果を総合的に勘案し機動的に実施する方針です。

成長戦略としては、成長投資による経営基盤の強化（足場固め）による利益拡大を方針とし、食品製造、冷凍・冷蔵食品製造、菓子製造業など当社事業とのシナジーによる事業基盤の強化・拡充及び新領域を拡大してまいります。

事業別においては、「中食事業」につきましては、新メニュー開発販売による「若年層」「シニア層」など新規顧客層の開拓。デジタル販促の積極的実施。大型パーティー・イベントの需要取り組みなどに注力してまいります。

「店舗アセット&ソリューション事業」につきましては、「店舗リース取引店舗」、「不動産管理テナント」の稼働店舗数増加によるストック収入拡大。店舗不動産ビジネスにおける所有不動産のバリューアップ販売。サービス業における人材不足問題に対応した特定技能外国人就労支援等人材紹介ビジネスなどに注力してまいります。

「物流・食品加工事業」につきましては、定番商品の一層の販売先及び受注数拡大。OEM製造受託及びカミッサリー事業の売上拡大。継続的なヒット商品の開発などに注力してまいります。

② 資本コストを意識した経営

①の「企業価値・株主価値向上に向けて」における中期経営目標における取組みを加速させ、成長投資による利益拡大と資産効率改善によりROE（自己資本当期純利益率）の目標を達成させるとともに、当社グループの事業特性を踏まえた最適な資本構成を検討し実行していくことでPBR 1倍超の達成を目指してまいります。

③ サステナビリティ経営体制

グループのサステナビリティ活動を継続的に行うための機関としてサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ基本方針を基礎として、長期的な視点でマテリアリティ（重要課題）を特定し、その見直しを行っています。サステナビリティ委員会では、長期的な経営戦略の目標に組み込んで、環境・社会・企業の持続可能性を追求するために取り組む課題について年4回の頻度で審議・議論を行っております。なお、サステナビリティ委員会の協議内容及び決定事項は、取締役会への報告・上程と決議を経て当社グループの決定事項となります。同委員会は、代表取締役会長兼社長を委員長として、当社全役職員のメンバーで構成しております。

④ リスクマネジメント体制

経営戦略上の重要課題・重要案件を審議するための機関として戦略会議を設置しております。リスクマネジメントに関してはマテリアリティに関連するリスク及びその他の事業リスク・財務リスクについて年1回、社外取締役・監査役の意見も踏まえ、「主要リスクの選定及びその重要性（影響度・緊急度）の判定に係る承認」を戦略会議にて行っております。

⑤ 事業ポートフォリオマネジメント体制

当社グループは、事業の多様化を進め、環境適応能力と成長性を兼ね備えた「自己変革型企業群」として事業ポートフォリオ基本方針を定めておりますが、その運用が形骸化した場合、資本収益性が低迷し企業価値を毀損する可能性があります。各事業部門（傘下事業会社）の大型投融資案件に関して当社宛て承認申請を要する枠組は既に構築済みであり、それが資本コストを上回る資本収益性を意識した事業ポートフォリオ基本方針と整合的な内容か、当社戦略会議で審議・承認する運用を強化しております。また、事業ポートフォリオをモニタリングする当社経理財務部の財務二線機能について、機能発揮と実効性向上に取り組んでおります。

M&Aに際しては事前調査によりリスク低減に努めますが、グループインした企業の業績が事業計画に対して大幅未達となるリスクがあり、またのれんが減損するリスクもあり、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

す。大型M&A案件に関して、それが資本コストを上回る資本収益性を意識した事業ポートフォリオ基本方針と整合的な内容か、当社戦略会議で審議・承認する運用を強化しております。また、投資実行後フェーズにおいては、事業開発室及びグループサポート室における事業執行に加えて、事業ポートフォリオをモニタリングする経理財務部の財務二線機能の機能発揮と実効性向上に取り組んでおります。

中食事業及び店舗アセット&ソリューション事業において、出店投資回収を見積もった上で店舗物件・店舗リース用物件の出店の意思決定を行います。出店基準を満たす物件を確保することができずに業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該物件が期待したキャッシュ・フローを生み出さないことによる減損リスク、店舗リース用物件に関してはユーザーが長期間決まらずに空家賃が想定以上に発生するリスクもあり、これらが業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。出店基準を満たす物件を効率的に確保するため、専門的ノウハウを持った人材のチームでノウハウを共有して取り組んでおります。店舗リース用物件に関しては、出店候補エリアの人流と属性を定点観測の上、ユーザー見込み層に物件を提案して反応を直接知ることにより、リアルな動向を常時把握して空店舗発生リスクを低減し、空家賃リスクをコントロールしてまいります。

⑥ 豊かで安心・安全な「明日」の創造

安全性・品質に関する課題については、店舗不動産や工場等の取得時における遵法性調査の実施、グループ内の食材製造工場における食品マネジメント国際規格FSSC22000の認証取得や、品質管理部門主導のもと品質管理の徹底を図るとともに、日常の店舗での指導などを通して、お客様に安心・安全な商品・サービスを継続して提供しております。

感染症等に関する課題については、非飲食店舗の出店需要の取り込みや非接触型決済の推進に積極的に取り組み、生産性の向上及びお客様の利便性の向上に寄与しつつ、感染の拡大防止にも努めております。

原材料調達に関する課題については、地政学的リスクなどによる原材料の輸入停止や台風などの自然災害の発生による畜産物、農産物の需給状況・市場価格や為替の変動に備え、当社の品質基準を満たす原材料を安定的に調達するため、サプライチェーンとの密な連携を図るとともに、グループ内での原材料の加工・供給体制確立による生産性向上を進めてまいります。

金融情勢に関する課題については、店舗などの商業用不動産をバリュアアップする開発プロセスにおいて資材需給による納期遅れや建設単価上昇のリスクがあり、また、バリュアアップ後の販売プロセスにおいては金融情勢悪化を含む収益不動産に関する市況悪化による販売不振が販売価格下落・在庫評価損をもたらすリスクがあり、これらが業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。遵法性工事や店舗リーシングといったグループの強みを

活かしてバリューアップ後の売却益を狙うビジネスモデルは持続可能なものであり、金融情勢の影響を受けやすい不動産ファンドに限ることなく幅広く販売ルートを拡充し、在庫回転良化により資本収益性を高めつつ、在庫ポジションを適正範囲内で運営することにより価格変動リスクをコントロールしてまいります。

技術革新と規制改革への適応に関する課題については、新しい市場やビジネスチャンスが生まれる反面、既存のビジネスモデルの陳腐化等を想定し、多様な人財の獲得や市場の変化に適応するための柔軟性とアジリティを持った経営戦略の変更に対応できる体制整備を図ってまいります。

⑦ 人が活きる企業経営

当社グループでは、人財を最も重要な経営資源と位置づけており、優秀な人財の確保及び成長支援が更なる企業発展のために必要不可欠であると認識しております。そのためには多様な人財を積極的に採用することをはじめ、個々の能力を最大限に発揮するための社内環境の整備、多様性のある働き方を積極的に取り入れることなどで、エンゲージメントの向上に努めてまいります。また、当社グループは「ハークスレイグループ人権方針」を定めており、人権尊重の取り組みを推進してまいります。

⑧ 環境に優しい企業経営【Environment】

地球温暖化対策や循環型経済社会の形成に関する課題については、当社グループの事業活動そのものが循環型社会の促進に貢献していると考えております。引き続き、営業用設備・内装を付帯しての店舗リースや、バイオーダースシステムによる材料ロスの低減、物流センターの太陽光発電、「BG無洗米」の使用による節水及び汚濁物質抑制による下水処理にかかるCO₂排出の削減等を進めております。また、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3R活動の専門部署を立ち上げるなど当社グループが連携して環境課題に真摯に取り組んでおります。

当社グループは、気候変動による事業への影響を重要な経営課題の一つと捉え課題解決に取り組んでまいります。その取り組みの一つとして気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明し、TCFD提言に対応するための社内整備や気候変動に関する開示の充実を図っております。

当社事例は以下のサイトでもご紹介しております。

<https://www.hurxley.co.jp/sdgs/torikumi2/>

⑨ 社会に優しい企業経営【Social】

ステークホルダーとの「豊かな明日」の協創に関する課題については、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みを積極的に進めており、株主からの対話の申込みがあった場合には、全て対応しております。また、当社グループの考え方や取り組みの状況が株主や投資家の皆様にご理解いただけるようIR活動を強化・推進してまいります。

地域コミュニティとの共栄に関する課題については、全国の市政と災害救助物資の供給等に関する協定を結ぶ等、各自治体と連携することにより、災害時における安定した「食」の供給に順次協力しております。また、地域の防犯啓発活動やスポーツ振興を通じて地域社会に貢献する等、各自治体との信頼関係の構築に努めてまいります。

⑩ 規律ある自己変革型企業経営【Governance】

当社では、内部監査や内部通報等の情報が直接取締役会に報告されるデュアルレポート体制を取り入れております。また、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性・適時性を強化するため取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。併せて、第三者機関が「取締役会の実効性評価」を実施するなど、取締役会の実効性を担保し、機能の向上に努めております。

総合的リスク管理に関する課題については、グループ会社管理規程を改定し、会社法及び金融商品取引法並びに証券取引所の適時開示規則に基づき、グループガバナンスの観点から承認・報告・事前相談の体制を整備しております。これにより自主自律の方針を守りつつ、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

<中食事業>

作りたてのあたたかいお弁当を持ち帰り方式で販売する「ほっかほっか亭」店舗を全国にフランチャイズチェーン展開しております。加盟店部門では、加盟店に対して弁当の材料である食材・包材などを販売するとともに、加盟店よりロイヤリティ他の営業収入を得ており、直営部門では、直営店舗で持ち帰り弁当類を一般の消費者に提供しております。

また、和食、洋食、中華、寿司、製菓の仕出し・製造、ケータリングサービスを行っております。四季折々の素材を生かした彩り豊かなお料理を、仕出し料理や出張料理で、バラエティ豊かに楽しんでいただけるサービスを提供しております。

<店舗アセット&ソリューション事業>

店舗を軸に、「明日の街、もっと楽しく。」をスローガンに事業を展開しております。

飲食店等の運営事業者向けに店舗リースをはじめとする「食や店舗及びそれらを支える人材に関するソリューション」を提供し、店舗不動産の開発・リーシングを通じて所有者・投資家向けに「不動産の管理・投資機会等のソリューション」を提供しております。

また、飲食・イベント産業において必要とされる企業を目指し、イベント等・パーティー用品のレンタル&トータルサービスを提供しております。

<物流・食品加工事業>

食品物流を担う物流部門と製造部門であるカミッサリー、精米センターがございます。独自製品を開発し新たな市場を開拓していく営業活動にも積極的に取り組み、製造・販売・物流の一気通貫でお手伝いができる体制を整えて活動しております。

また、ピーナッツやドライフルーツなどの菓子製造及び、卸販売並びに焼売・餃子・春巻等の中華惣菜の製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

大阪本社	大阪府北区鶴野町3番10号
東京本社	東京都港区海岸一丁目2番3号

② 主要な子会社

(株)ほっかほっか亭総本部	大阪市北区鶴野町3番10号
店舗流通ネット(株)	東京都港区海岸一丁目2番3号
TRNシティパートナーズ(株)	東京都港区海岸一丁目2番3号
(株)アサヒL&C	兵庫県尼崎市西向島町15番6号
(株)味工房スイセン	東京都品川区西五反田五丁目30番20号
(株)ファースト・メイト	千葉県市川市原木2526番地の34
稲葉ピーナツ(株)	岐阜県岐阜市六条大溝四丁目2番5号
(株)谷貝食品	茨城県筑西市関館283番地の10
(株)ホソヤコーポレーション	千葉県佐倉市太田2056番地

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
734 (1,027) 名	86名増加 (244名増)

(注)従業員数は就業員数であり、(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(一般従業員の平均労働時間数から換算した人員数等)であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15(2)名	1名減(1名増)	51.6歳	7.3年

(注)従業員数は就業員数であり、(外書)は、臨時従業員の年間雇用人員数ではありません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	12,753百万円
株式会社三井住友銀行	3,735
株式会社千葉銀行	2,950
株式会社みずほ銀行	2,440
株式会社滋賀銀行	1,750
農林中央金庫	1,650

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 66,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,050,064株
- ③ 株主数 7,288名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ライラック	8,024千株	43.4%
株式会社麻生	1,914	10.3
株式会社こやの	945	5.1
青木 達也	668	3.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	290	1.6
ハークスレイ取引先持株会	203	1.1
SMB C日興証券株式会社	198	1.1
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	123	0.7
RE FUND 107-CLIENT AC	114	0.6
古川 武志	108	0.6

(注) 1. 当社は、自己株式を543,330株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

2024年10月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の名称
株式会社ハークスレイ第7回新株予約権
- ・新株予約権の数
260個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 26,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
- ・新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり77,900円（1株当たり779円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
 - ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ア記載の資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2026年10月9日から2028年10月8日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 対象者は、新株予約権の権利行使時において、当社の使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - イ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ウ. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- ・使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付対象者数
当社使用人	260個	26,000株	6名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	青 木 達 也	店舗流通ネット(株) 代表取締役相談役 (株)ほっかほっか亭総本部 代表取締役会長兼社長 (株)アサヒL&C 取締役相談役 稲葉ピーナツ(株) 取締役 (株)ホソヤコーポレーション 取締役
代表取締役副社長	石 井 実	店舗流通ネット(株) 代表取締役会長兼社長 ※TRNグループ統括の役割を担う。
取 締 役	澤 田 忠 雄	(株)アサヒL&C 代表取締役会長
取 締 役	酒 井 豊	堂島不動産(株) 代表取締役
取 締 役	道 畑 富 美	Foodbiz-net(株) 代表取締役
常 勤 監 査 役	米 田 憲 弘	店舗流通ネット(株) 監査役 (株)ほっかほっか亭総本部 監査役 (株)アサヒL&C 監査役 (株)アサヒ・トーヨー 監査役
監 査 役	鈴 鹿 良 夫	鈴鹿税理士事務所 代表 (株)辰巳商会 社外監査役 (株)ドウシヤ 社外監査役
監 査 役	辻 本 健 二	(公財)関西生産性本部 特別顧問 (公社)全国被害者支援ネットワーク理事

- (注) 1. 取締役酒井豊氏、取締役道畑富美氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役米田憲弘氏、監査役鈴鹿良夫氏、監査役辻本健二氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役米田憲弘氏は、金融機関での長年の業務経験があります。
監査役鈴鹿良夫氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役酒井豊氏、道畑富美氏及び社外監査役鈴鹿良夫氏、辻本健二氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社並びに関連会社の一部を含む全ての取締役・監査役・執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟及び第三者訴訟等の損害が填補されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、権限を逸脱した行為等に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成する。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針 （報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし役位、職責及び在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に決定するものとする。

(ウ) 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 （報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等に関しては、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いと、その他経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務内容を非業績指標としてこれに加味し、相当と思われる額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

(エ) 基本報酬及び業績連動報酬の割合の決定に関する方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額に関しては取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価按分とする。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締

役会長兼社長が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長兼社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととする。

イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	40 (5)	34 (4)	5 (0)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (14)	12 (12)	1 (1)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	54 (19)	47 (17)	7 (2)	— (—)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は営業利益であります。その実績は1,931百万円であります。当該指標を選択した理由は事業運営の結果を表す数値として最適と判断したからであります。当社の業績連動報酬は各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いと、その他経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務内容を非業績指標としてこれに加味し算定しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第37期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第28期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役会長兼社長青木達也氏に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価按分の決定を委任しております。委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長が適していると判断したためであります。

ウ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

グループ会社役員兼務の社外取締役はおりません。また、グループ会社監査役兼務の社外監査役に対して、グループ会社からの当事業年度の監査報酬はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(ア) 取締役酒井豊氏は、堂島不動産㈱の代表取締役であります。当社と堂島不動産㈱の間には特別な関係はありません。

(イ) 取締役道畑富美氏は、Foodbiz-net㈱の代表取締役であります。当社とFoodbiz-net㈱の間には特別な関係はありません。

(ウ) 監査役米田憲弘氏は、店舗流通ネット㈱、㈱ほっかほっか亭総本部、㈱アサヒL&C、㈱アサヒ・トーヨーの監査役を兼務しております。当社は、店舗流通ネット㈱、㈱ほっかほっか亭総本部、㈱アサヒL&C及び㈱アサヒ・トーヨーに対して事業運営全般にわたる指導支援を行っております。

(エ) 監査役鈴鹿良夫氏は、鈴鹿税理士事務所の代表であり、㈱辰巳商会、㈱ドウシヤの社外監査役を兼務しております。当社と鈴鹿税理士事務所、㈱辰巳商会、㈱ドウシヤの間には特別な関係はありません。

(オ) 監査役辻本健二氏は、（公財）関西生産性本部の特別顧問であり、（公社）全国被害者支援ネットワークの理事であります。当社と（公財）関西生産性本部、（公社）全国被害者支援ネットワークの間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会 （7回開催）
	定時取締役会 （12回開催）	臨時取締役会 （3回開催）	
	出席回数	出席回数	出席回数
取締役 酒井 豊	12回	3回	—
取締役 道畑富美	12	3	—
常勤監査役 米田憲弘	12	3	7回
監査役 鈴鹿良夫	11	3	7
監査役 辻本健二	12	3	7

・取締役会、監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- (ア) 取締役酒井豊氏は、長年にわたる公職での豊富な経験と見識を有しており、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。それらの専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- (イ) 取締役道畑富美氏は、長年にわたる「食」に関わる事業において豊富な経験と見識を有しており、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。それらの専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- (ウ) 常勤監査役米田憲弘氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また金融機関出身者としての専門的見地から、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
- (エ) 監査役鈴木鹿良夫氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また税理士としての専門的見地から、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
- (オ) 監査役辻本健二氏は、生産性向上・労使関係等に関する深い知識と経験を有しており、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 協立監査法人

(注) 協立神明監査法人は、2024年7月1日に協立監査法人へ名称変更いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、協立監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任、又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任、又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

<内部統制システムの基本方針>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念や役員執務規程のもと、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理・秘密保持規程、内部者取引防止規程に基づきその保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程において、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に沿ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理連絡協議会メンバー及び顧問弁護士などを含む外部アドバイザーをもって迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細についての定めによるものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて各担当部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 子会社及び関連会社（以下「グループ会社」といいます）において、当社グループ経営に重大な影響を与える事態が発生した場合又はそのおそれがある場合の対策組織の編成方法を整備し、有事の対応を迅速に行うことで、損害・影響が最小となるよう努めます。
- イ. グループ会社の経営における自主自立を尊重しつつ、一方でグループ全体の連帯性の強化も図ることによって、グループ全体の拡大発展が遂げられるようグループ会社管理規程を定めます。その上で、グループ会社運営のための指導にあたります。
- ウ. グループ会社の取締役等の職務執行に係る事項が、随時当社に報告されるよう、グループ会社管理規程に基づいて、重要事項について子会社に決裁や報告を求めます。
- エ. グループ会社の取締役や使用人等が、グループ会社における法令・定款違反行為を発見した場合には、社内通報先である当社内部監査室や、社外通報先である弁護士事務所に相談・通報できる内部通報制度を設けて運用しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、その者の評価は監査役が行い任命、解任、人事異動、賃金などの改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めたり、内部監査室に調査を要請することができるものとする。監査役に法令違反行為などを通報又は相談をする報告者が不利な取扱いを受けないよう運用することとする。監査役の職務に関する費用請求に対し、明らかにその職務執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担し速やかに前払い又は償還に応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制推進委員会を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及びグループ各社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

反社会的勢力への対応については、危機管理規程に基づき、総務部を本件に関し統括を行う部署と定め、情報を一元化し迅速に的確な対応をするとともに、弁護士、警察官と連携し、組織的に対応を行うことができる体制を整備する。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、問題点が認識された場合には是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

内部監査部門は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当事業年度の内部監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制についての内部統制評価手続を併せて実施しております。

グループ会社の管理につきましては、「グループ会社管理規程」、「取締役会規程」及び「職務権限および決裁手続規程」に基づき、グループ各社から、その業務執行について当社の取締役会、所管部門に対する報告を受け決裁を実施しております。

取締役会は、当事業年度に15回開催し重要な意思決定を行うとともに、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を実施しております。

監査役会は、当事業年度に7回開催し各監査役は監査に関する報告を行うとともに活発な議論を行っております。また、監査役は取締役会や重要な会議に出席し、代表取締役をはじめとする各取締役、重要な使用人、会計監査人との間で情報交換を行うことで取締役の職務の執行を監督し、内部統制の運用状況の確認を行っております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,557	流 動 負 債	16,886
現金及び預金	12,338	買 掛 金	3,376
受取手形、売掛金及び契約資産	3,827	1年内償還予定の社債	14
商品及び製品	10,727	短 期 借 入 金	4,233
原材料及び貯蔵品	849	1年内返済予定の長期借入金	4,536
そ の 他	1,846	未 払 金	1,161
貸倒引当金	△32	未払法人税等	224
固 定 資 産	43,870	未払消費税等	304
有 形 固 定 資 産	24,879	賞 与 引 当 金	290
建物及び構築物	10,305	そ の 他	2,744
機械装置及び運搬具	1,475	固 定 負 債	31,878
工具、器具及び備品	221	社 債	37
土 地	12,573	長 期 借 入 金	26,484
リ ー ス 資 産	101	長 期 預 り 保 証 金	4,353
建設仮勘定	201	繰 延 税 金 負 債	88
無 形 固 定 資 産	10,174	退職給付に係る負債	41
借 地 権	3,463	資 産 除 去 債 務	554
の れ ん	6,470	そ の 他	320
そ の 他	239	負 債 合 計	48,765
投資その他の資産	8,816	純 資 産 の 部	
投資有価証券	3,244	株 主 資 本	24,475
長期貸付金	53	資 本 金	4,036
敷金及び保証金	4,933	資 本 剰 余 金	1,902
繰延税金資産	185	利 益 剰 余 金	18,916
長期未収入金	177	自 己 株 式	△380
退職給付に係る資産	138	その他の包括利益累計額	176
そ の 他	297	その他有価証券評価差額金	176
貸倒引当金	△211	新 株 予 約 権	4
		非 支 配 株 主 持 分	6
		純 資 産 合 計	24,662
資 産 合 計	73,427	負 債 純 資 産 合 計	73,427

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,175
売上原価	30,683
売上総利益	14,491
販売費及び一般管理費	12,559
営業利益	1,931
営業外収益	508
受取利息	7
受取配当金	67
投資有価証券売却益	211
受取手数料	60
業務委託契約益	37
その他の	123
営業外費用	358
支払利息	199
支払手数料	148
持分法による投資損失	19
その他の	△8
経常利益	2,082
特別利益	127
固定資産売却益	8
受取和解金	11
受取補償金	106
その他の	1
特別損失	364
固定資産売却損	2
固定資産除却損	50
減損損	187
支払補償金	54
子会社清算損	39
その他の	29
税金等調整前当期純利益	1,845
法人税、住民税及び事業税	590
法人税等調整額	57
当期純利益	1,197
非支配株主に帰属する当期純損失	7
親会社株主に帰属する当期純利益	1,204

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,290	流 動 負 債	3,441
現金及び預金	1,178	短期借入金	500
売掛金	71	1年内返済予定の長期借入金	2,576
原材料及び貯蔵品	0	未払金	153
未収入金	11	未払費用	55
その他	28	未払法人税等	117
固 定 資 産	22,382	預り金	1
有形固定資産	6,621	前受収益	15
建物	1,810	賞与引当金	19
構築物	9	固 定 負 債	8,979
機械及び装置	35	長期借入金	8,880
車両運搬具	3	長期預り保証金	27
工具、器具及び備品	25	資産除去債務	6
土地	4,735	繰延税金負債	64
リース資産	0	負債合計	12,420
無形固定資産	2	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2	株 主 資 本	11,066
投資その他の資産	15,758	資 本 金	4,036
投資有価証券	1,607	資 本 剰 余 金	1,850
関係会社株式	14,115	資本準備金	878
出資金	3	その他資本剰余金	972
敷金及び保証金	31	利 益 剰 余 金	5,552
その他	0	利益準備金	130
		その他利益剰余金	5,421
		別途積立金	2,190
		繰越利益剰余金	3,231
		自 己 株 式	△373
		評価・換算差額等	180
		その他有価証券評価差額金	180
		新 株 予 約 権	4
		純 資 産 合 計	11,251
資 産 合 計	23,672	負 債 純 資 産 合 計	23,672

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	1,219
売 上 原 価	255
売 上 総 利 益	964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	642
営 業 利 益	322
営 業 外 収 益	307
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	59
投 資 有 価 証 券 売 却 益	211
雑 収 入	36
営 業 外 費 用	149
支 払 利 息	55
支 払 手 数 料	82
雑 損 失	11
経 常 利 益	480
特 別 利 益	9
固 定 資 産 売 却 益	8
新 株 子 約 権 戻 入 益	1
特 別 損 失	231
固 定 資 産 除 却 損	3
関 係 会 社 株 式 評 価 損	228
税 引 前 当 期 純 利 益	258
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	132
法 人 税 等 調 整 額	76
当 期 純 利 益	49

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月18日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

協立監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 公江正典
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハークスレイの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハークスレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月18日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

協立監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 公江正典
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハークスレイの2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社ハークスレイ監査役会

常勤監査役 米田 憲弘 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 鈴木 良夫 ㊟

社外監査役 辻本 健二 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、2024年6月3日発表の「配当方針の変更に関するお知らせ」のとおり、安定的な配当を継続することを基本方針とし、将来に向けた成長投資に利益を配分するとともに、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、「1株当たり当期純利益」の伸長に合わせ、現金配当につきましては、前年を下回らない増配を目指してまいります。

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

2025年3月期(第47期)の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当の財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は240,587,542円となります。

また、2024年12月に1株につき13円の間配当金をお支払いしていますので、1株当たり年間配当金は26円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

(ご参考：1株当たり年間配当金の推移)

	年間配当金
2023年3月期(第45期)	18円
2024年3月期(第46期)	24
2025年3月期(第47期)	26

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条（目的）に定める事業目的につきまして、現状及び今後の事業展開を踏まえ、事業目的を追加するものであります。
- (2) また、整合性等を図るため、一部字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国法人を含む。）、その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援および管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 弁当、惣菜の製造販売および製造販売指導並びに米および弁当惣菜の加工、保管、配送業務 2. 酒類の販売およびうどん、そば、寿司、おにぎり、調理パン類、ファーストフードの製造加工販売並びに保管、配送業務 3. 農畜水産物の加工、販売、保管、配送業務および調味料の販売、保管、配送業務 4. ～5.（条文省略） 6. 青果物、清涼飲料水、乳製品および菓子類の販売並びに保管、配送業務 7.（条文省略） 8. 梱包資材、台所用品、衣料、文房具、包装用品および容器の製造販 	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び、次の事業を営む会社（外国法人を含む。）、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援並びに管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 弁当、惣菜の製造販売及び製造販売指導並びに米及び弁当惣菜の加工、保管、配送業務 2. 酒類の販売及びうどん、そば、寿司、おにぎり、調理パン類、ファーストフードの製造加工販売並びに保管、配送業務 3. 農畜水産物の加工、販売、保管、配送業務及び調味料の販売、保管、配送業務 4. ～5.（現行どおり） 6. 青果物、清涼飲料水、乳製品及び菓子類の販売並びに保管、配送業務 7.（現行どおり） 8. 梱包資材、台所用品、衣料、文房具、包装用品及び容器の製造販売

現行定款	変更案
<p>売並びに保管、配送業務</p> <p>9. 厨房設備器具、看板、食堂什器 <u>および食器類の製造販売およびリース</u></p> <p>10. 飲食店<u>および</u>その他各種店舗の設計、施工業</p> <p>11. 仕出し弁当<u>および</u>出張パーティー等の食品の卸販売並びに保管、配送業務</p> <p>12. 飲食店、喫茶店<u>および</u>コンビニエンスストアの経営</p> <p>13. ～14. (条文省略)</p> <p>15. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物の画像を付けたもの)の企画、開発<u>および</u>著作権、商標権、意匠権の管理業務</p> <p>16. 紙製品(事務用品、学用品、日用品等)、玩具<u>および</u>日用雑貨品の販売<u>および</u>保管、配送業務</p> <p>17. 生花、観葉植物の栽培、販売、賃貸業務<u>および</u>保管、配送業務</p> <p>18. 肥料、飼料の製造<u>および</u>販売並びに保管、配送業務</p> <p>19. 農畜水産物<u>および</u>日用品雑貨の輸出入業務</p> <p>20. (条文省略)</p> <p>21. 演劇、映画、コンサート、スポーツ等の各種催物のチケットの販売<u>および</u>商品券の販売</p> <p>22. 事務用機器、コンピューター<u>および</u>周辺機器並びにコンピューターソフトウェアの販売、リース並びに情報処理・情報提供サービスに関する業務</p> <p>23. 印刷物、出版物<u>および</u>書籍類の販売並びに保管、配送業務</p> <p>24. ～29. (条文省略)</p>	<p>並びに保管、配送業務</p> <p>9. 厨房設備器具、看板、食堂什器 <u>及び食器類の製造販売並びに</u>リース</p> <p>10. 飲食店<u>及び</u>その他各種店舗の設計、施工業</p> <p>11. 仕出し弁当<u>及び</u>出張パーティー等の食品の卸販売並びに保管、配送業務</p> <p>12. 飲食店、喫茶店<u>及び</u>コンビニエンスストアの経営</p> <p>13. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物の画像を付けたもの)の企画、開発<u>及び</u>著作権、商標権、意匠権の管理業務</p> <p>16. 紙製品(事務用品、学用品、日用品等)、玩具<u>及び</u>日用雑貨品の販売<u>並びに</u>保管、配送業務</p> <p>17. 生花、観葉植物の栽培、販売、賃貸業務<u>及び</u>保管、配送業務</p> <p>18. 肥料、飼料の製造<u>及び</u>販売並びに保管、配送業務</p> <p>19. 農畜水産物<u>及び</u>日用品雑貨の輸出入業務</p> <p>20. (現行どおり)</p> <p>21. 演劇、映画、コンサート、スポーツ等の各種催物のチケットの販売<u>及び</u>商品券の販売</p> <p>22. 事務用機器、コンピューター<u>及び</u>周辺機器並びにコンピューターソフトウェアの販売、リース並びに情報処理・情報提供サービスに関する業務</p> <p>23. 印刷物、出版物<u>及び</u>書籍類の販売並びに保管、配送業務</p> <p>24. ～29. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
30. コインランドリーの経営・管理・指導およびコインランドリー関連機器の仕入・販売・修理・リース並びに洗濯用剤の仕入・販売	30. コインランドリーの経営・管理・指導及びコインランドリー関連機器の仕入・販売・修理・リース並びに洗濯用剤の仕入・販売
31. ～47. (条文省略)	31. ～47. (現行どおり)
(新設)	48. 家畜の飼育及び販売
(新設)	49. 人材採用活動に関する請負業務
(新設)	50. 人材の育成、職業適性能力の診断及び能力開発のための教育事業
(新設)	51. 人間教育、能力開発に関する文化、情報の企画、制作、提供、講義、出版、及びコンピュータソフトの企画、制作、提供、販売並びに輸出・輸入
(新設)	52. 国内外における総合法律情報の収集処理及び販売に関する事業
(新設)	53. インターネットによる求人広告業
(新設)	54. 人材教育のためのスクール運営業務
(新設)	55. 就職情報の提供及び求人・採用活動に関するコンサルティング
(新設)	56. テレマーケティング業務の企画・販売
(新設)	57. 販売促進のための広告、企画及び情報提供業務
(新設)	58. 販売促進活動における申込受付・顧客管理等の請負業務
(新設)	59. インターネット等を媒体とした生活、文化、ビジネス等の情報提供サービス及びそのための企画、立案、調査、情報収集、並びに制作業務及び通信販売業務
(新設)	60. 口座開設、クレジットカード、ローン等の取次に関する業務
(新設)	61. 介護人材の育成
(新設)	62. 福祉、医療、衛生に関する人材の育成及び能力開発、並びにその研

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>修施設の経営、管理、運営、コンサルティング</u></p> <p>63. <u>特定技能外国人支援事業</u></p> <p>64. <u>特定技能外国人に係る職業紹介事業</u></p> <p>65. <u>外国人雇用管理業務支援事業</u></p> <p>66. <u>外国人採用支援事業</u></p> <p>67. <u>労務管理に関する請負業務</u></p> <p>68. <u>賃貸借契約、携帯電話に関する契約書等の斡旋業務</u></p> <p>69. <u>映像、音声、文字情報制作に付帯するサービス業務</u></p> <p>70. <u>事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理の請負</u></p> <p>71. <u>各種講演会、講習会、セミナー等の企画、開発、運営及び管理</u></p>
<p>48. (条文省略)</p> <p>49. (条文省略)</p>	<p>72. (現行どおり)</p> <p>73. (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. ～4. (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p>
<p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条</p> <p>(条文省略)</p> <p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更案
<p>4. (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての 手続などについては、法令または定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 (条文省略) ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行</p>	<p>4. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続などについては、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 (現行どおり) ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行</p>

現行定款	変更案
<p>う。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第18条 （条文省略）</p> <p>②前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の任期）</p> <p>第21条 （条文省略）</p> <p>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>または</u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>（取締役会の招集<u>および</u>議長）</p> <p>第22条 （条文省略）</p> <p>②（条文省略）</p> <p>③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および</u>各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>う。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第18条 （現行どおり）</p> <p>②前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会 （取締役の任期）</p> <p>第21条 （現行どおり）</p> <p>②任期満了前に退任した取締役の補欠として、<u>又は</u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>（取締役会の招集<u>及び</u>議長）</p> <p>第22条 （現行どおり）</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び</u>各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(期末配当および基準日) 第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当および基準日) 第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(期末配当及び基準日) 第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日) 第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、増員により新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みずの はるひこ 水野 治彦 (1971年1月8日生)	1993年4月 千代田生命保険相互会社(現 ジブラルタ生命保険㈱)入社 2000年4月 ㈱レコフ入社 2021年8月 ㈱groove agent入社 2021年9月 同社取締役CFO 2023年2月 当社入社事業開発部長 2023年4月 当社執行役員事業開発部長 2023年8月 稲葉ビーナツ(㈱取締役(現任)) 2024年4月 当社執行役員経営企画部長 店舗流通ネット(㈱取締役(現任)) 2024年6月 当社上席執行役員経営企画部長(現任) 2024年12月 ㈱ホソヤコーポレーション取締役(現任) ㈱アニー取締役(現任) 2025年4月 ㈱味工房スイセン取締役(現任) (重要な兼職の状況) 店舗流通ネット(㈱取締役) 稲葉ビーナツ(㈱取締役) ㈱ホソヤコーポレーション取締役 ㈱アニー取締役 ㈱味工房スイセン取締役	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	あべ とよあき 阿部 豊明 (1973年2月14日生)	<p>1995年4月 ミニストップ㈱入社</p> <p>2008年3月 同社ミニストップデリ事業本部営業部長</p> <p>2016年3月 韓国ミニストップ㈱管理担当常務理事</p> <p>2019年11月 ミニストップ㈱コスト・収益・事業構造改革プロジェクト総責任者</p> <p>2020年3月 同社FCサポート本部長</p> <p>2020年5月 同社取締役</p> <p>2021年2月 同社取締役営業開発担当</p> <p>2022年2月 同社取締役営業開発担当兼営業開発統括本部長</p> <p>2022年5月 同社取締役営業開発担当</p> <p>2024年6月 当社入社経営企画部グループサポート室長</p> <p>2024年10月 当社執行役員経営企画部グループサポート室長(現任)</p> <p>店舗流通ネット㈱取締役(現任)</p> <p>㈱ファースト・メイト取締役(現任)</p> <p>2024年12月 ㈱ホソヤコーポレーション取締役(現任)</p> <p>㈱アニー取締役(現任)</p> <p>2025年4月 ㈱味工房スイセン監査役(現任)</p> <p>2025年5月 TRN Capital Management㈱取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>店舗流通ネット㈱取締役</p> <p>TRN Capital Management㈱取締役</p> <p>㈱ホソヤコーポレーション取締役</p> <p>㈱ファースト・メイト取締役</p> <p>㈱アニー取締役</p> <p>㈱味工房スイセン監査役</p>	一株

- (注) 1. 水野治彦氏を取締役候補者とした理由は、経営企画部長として特にM&A領域の業務を担当し、当該領域において豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社グループが中期経営目標として掲げる成長投資による事業領域(ポートフォリオ)拡大による企業価値向上に対する適切な役割が期待できると判断したためであります。
2. 阿部豊明氏を取締役候補者とした理由は、流通業界の業務執行に関する豊富な経験と知識を有しており、また上場会社の取締役を歴任し、当社入社後はグループ会社のガバナンス整備及び成長戦略の推進を担い当社グループの持続的成長のための適切な役割が期待できると判断したためであります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告」の「2. 会社の現況」「(3) 会社役員の状況」「③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、2名は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 2名の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者の阿部豊明氏は、持株会による当社株式の持分が別途あります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役米田憲弘氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
よねだ のりひろ 米田 憲弘 (1961年9月20日生)	1985年4月 ㈱埼玉銀行(現 ㈱りそな銀行) 大阪支店入行	-株
	2008年4月 同天六・都島エリア営業第三部長	
	2008年10月 同都島・城東エリア営業第三部長	
	2009年7月 同枚方・寝屋川エリア営業第四部長	
	2011年7月 同箕面エリア営業部長	
	2014年11月 りそなカード(㈱関西営業部長	
	2017年10月 同カード審査部兼大阪管理部 統括部長	
	2021年2月 当社経営企画室顧問	
	2021年6月 ㈱アサヒL&C監査役(現任) ㈱アサヒ・トーヨー監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	
	2021年9月 ㈱ほっかほっか亭総本部監査役(現任) 2022年4月 店舗流通ネット(㈱監査役(現任)	
(重要な兼職の状況) 店舗流通ネット(㈱監査役 ㈱ほっかほっか亭総本部監査役 ㈱アサヒL&C監査役 ㈱アサヒ・トーヨー監査役		

- (注) 1. 米田憲弘氏は、社外監査役候補者であります。
2. 米田憲弘氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
3. 米田憲弘氏を社外監査役候補者とした理由は、財務及び会計に相当の知見を有しており、また金融機関出身者として専門の見地を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
4. 当社は、米田憲弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告」の「2. 会社の現況」「(3) 会社役員 の状況」「③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 米田憲弘氏の略歴に当社経営企画室顧問とありますが、当社の業務執行者もしくは従業員を意味するものではありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

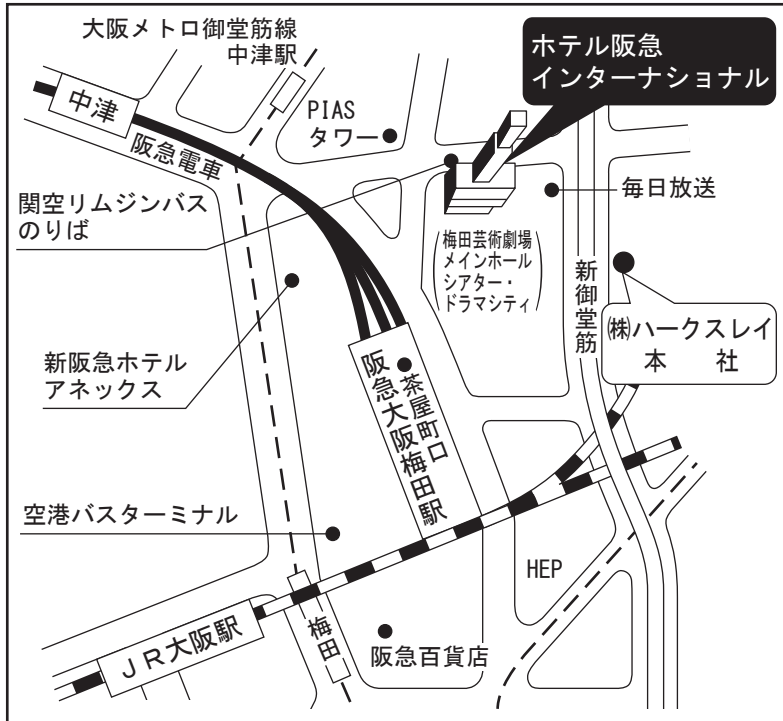
氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
なかの まさや 中野 雅哉 (1973年11月12日生)	1997年4月 当社入社 2021年10月 当社管理本部副本部長兼システム部部长 2022年1月 ㈱ほっかほっか亭総本部(兼任) 管理本部副本部長兼システム部部长 兼総務部部长 2022年4月 ㈱ほっかほっか亭総本部取締役 店舗流通ネット㈱取締役 2022年11月 稲葉ビーナツ㈱取締役(現任) ㈱谷貝食品取締役(現任) 2023年4月 当社総務部長(現任) 2024年4月 ㈱ほっかほっか亭総本部取締役総務部部长 2024年11月 同社取締役管理本部副本部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ほっかほっか亭総本部取締役 ㈱谷貝食品取締役 稲葉ビーナツ㈱取締役	5,120株

- (注) 1. 中野雅哉氏は、補欠の社外監査役以外の監査役候補者であります。
2. 中野雅哉氏を補欠の監査役候補者とした理由は、同氏は当社の総務部長として当社の業務に精通し、就任した場合にはその知識、経験を監査役としての監査に反映していただけると期待したためであります。
3. 中野雅哉氏が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告」の「2. 会社の現況」「(3) 会社役員 の状況」「③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。中野雅哉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内略図

(会 場) 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル
6階 瑞鳥 (ずいちょう)



交通機関 ◎阪急大阪梅田駅茶屋町口より 徒歩3分
◎JR大阪駅より 徒歩8分

おからだの不自由な株主様又は障がいのある株主様へ

ご要望に応じて、車イスのサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお声をおかけください。なお、介助等のため同伴の方の入場をご希望される株主様は、その旨を受付にお申し出ください。